

新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金及び高等学校等就学支援金 給付業務に係る労働者派遣業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金及び高等学校等就学支援金
給付業務に係る労働者派遣業務

(2) 業務内容

別紙「新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金及び高等学校等就学
給付業務に係る労働者派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のと
おり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年12月11日まで

(4) 見積限度額

19,825千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 スケジュール

(1) 公示日（県ホームページ）	令和8年3月6日（金）
(2) 質問受付期限	令和8年3月12日（木）
(3) 質問に対する回答	令和8年3月17日（火）
(4) 参加申込書提出期限	令和8年3月19日（木）
(5) 参加資格の審査・確認結果通知	令和8年3月24日（火）
(6) 企画提案書提出期限	令和8年3月26日（木）
(7) 審査委員会（書面審査）	令和8年3月30日（月） 予定
(8) 審査結果通知	令和8年3月下旬予定
(9) 契約	令和8年4月上旬予定

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に基づく労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類

様式 1 「新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金及び高等学校等就学支援金給付業務に係る労働者派遣業務に関する質問書」

イ 受付期限

令和 8 年 3 月 12 日（木） 17 時

ウ 質問方法

下記「10 問合わせ先」に電子メールで質問すること。

※件名を「新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金及び高等学校等就学支援金給付業務に係る労働者派遣業務」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問者に対し、令和 8 年 3 月 17 日（火）までに、新潟県ホームページに質問事項と回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類（各 1 部ずつ）

（ア）様式 2 「参加申込書」

（イ）様式 3 「法人概要」

（ウ）法人の登記事項証明書

（エ）直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの

（オ）労働者派遣事業許可証の写し

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 19 日（木） 17 時（必着）

ウ 提出先

下記「10 問合わせ先」に同じ

エ 提出方法

郵送（簡易書留に限る。）又は持参

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年3月24日（火）までに参加資格の確認結果を電子メールにより通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

様式4「企画提案書」

ア 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

(ア) 会社概要

(イ) 類似業務実績

(ウ) 派遣労働者の手配・管理

(エ) 情報セキュリティ

(オ) リスクマネジメント

イ 企画提案書は、A4版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金及び高等学校等就学支援金給付業務に係る労働者派遣業務に係る提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

ウ 提案書は、10ページ以内とする。

エ 提案者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 提出期限を過ぎた提案書の差替え又は再提出は認めない。

※ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 提出部数

5部

(3) 提出期限

令和8年3月26日（木）17時（必着）

(4) 提出先

下記「10 問合わせ先」に同じ

(5) 提出方法

郵送（簡易書留に限る。）又は持参

7 審査の実施

(1) 実施日

令和8年3月30日（月）予定

(2) 審査方法

別紙「新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金及び高等学校等就学支援金給付業務に係る労働者派遣業務プロポーザル審査基準」に基づき、審査委員会において企画提案書の審査を行う。

なお、当日までに提案者にオンライン会議システム等でヒアリングを行うことがある。

※プレゼンテーションは行わない。

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに電子メールにより通知する。

9 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、予算の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 問合わせ先

〒950-8570

新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県教育庁財務課

電話番号 025-280-5143

E-Mail ngt500020@pref.niigata.lg.jp

11 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

別紙

**新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金及び高等学校等就学支援金
給付業務に係る労働者派遣業務プロポーザル審査基準**

審査項目	審査の視点	配点
契約実績	<ul style="list-style-type: none">・類似業務の受注実績・上記のうち、国、地方公共団体との契約実績	5
派遣労働者の手配・管理	<ul style="list-style-type: none">・業務実施体制及び派遣先との連絡体制・業務内容に応じたスキルの高い人材を派遣する方策（募集方法、研修制度等）・適正な雇用管理方法、福利厚生メニュー 等	15
情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">・情報漏洩防止に向けた会社方針、取組・派遣労働者の守秘義務の確保対策・事故発生時の対応（業務体制及びマニュアル整備等）	10
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none">・急な退職時における後任者の確保及び円滑な業務引継ぎ・派遣労働者からの各種相談、苦情処理に対する体制、対応方法及びトラブルの未然防止策（定期的な状況把握等）	10